青果物輸出特別支援事業

≪果物・野菜の輸出に取り組む皆様へ≫

平成28年度
日本青果物輸出促進協議会

日本青果物輸出促進協議会ホームページ

http://www.fruits-nisseikyo.or.jp/export/

青果物輸出特別支援事業の情報が掲載されています。

青果物輸出特別支援事業　【平成27年度補正予算　495百万円】

国産の青果物（果物・野菜）の輸出を拡大するための取組を支援します。

支援対象となる取組

○輸出先国・地域の
- 植物検疫条件対応機材の整備
- 残留農薬基準へ対応する防除暦作成
- 残留農薬基準へ対応するインポートトレランス申請
- コールドチェーンの確立

○先進的輸送技術の実証
○海外フロンティア市場販売促進活動

支援スキーム

国（農林水産省）
↓ 補助金
↑ 申請

事業実施主体（全国団体）
日本青果物輸出促進協議会
事業計画のとりまとめ、申請対応
報告書のとりまとめ、公表

↓ 補助金
↑ 計画提出

日本青果物輸出促進協議会の会員
事業実施者（会員）
- 青果物の産地
- 物流事業者
- 資機材製造業者
- 鮮度保持資材事業者
- など

事業実施期間：平成29年3月31日まで

事業内容　1．植物検疫条件の対応機材の整備

輸出先国・地域の植物検疫条件を満たすために必要な機材の整備を支援します。

取組の一例

- 青果物を洗浄することで害虫を除去する機材
- 青果物の表面を殺菌する機材
- 病害虫の寄生果を除去する機材

事業の進め方の一例

必要な機材・施設選定のための検討会を開催
既に機材・施設を導入している産地を訪問し調査

↓

機材をリースし、使用方法の講習会を開催

↓

機材で輸出用青果物を処理

↓

必要に応じ、機材の効果を測定し、分析・検証

支援対象となる経費（補助率：１／２）

- *旅費、謝金、会議室使用料、印刷製本費*
- *旅費*
- *リース助成費、旅費、謝金、会議室使用料、印刷製本費*
- *役務費（分析費）*

よくある質問

Q:機材はどのようなものがありますか？
A:かんきつ類の表面殺菌機材、害虫の検査機材です。

手作業での殺菌工程を機械化

事業内容　2. 輸出先国・地域の残留農薬基準への対応のための防除暦作成

輸出先の青果物の残留農薬基準に対応した
防除暦の作成を支援します。

取組の一例

- 防除暦の作成
- 作成した防除暦の有効性検証
- 作成した防除暦の説明会

事業の進め方の一例

検討会を開催し、モデル防除暦を検討
（必要に応じ、参考となる産地を訪問し調査）

↓

圃場や園地を借り上げ、防除資材・機材を用い
モデル防除暦を実証

↓

モデル防除暦の実証で生産された青果物の残留農薬分析を
行い、輸出先国・地域の残留農薬基準と比較

↓

結果をとりまとめモデル防除暦の作成
（既存のモデル防除暦の有効性検証も支援の対象）

支援対象となる経費（補助率：１／２）

旅費、謝金、会議室使用料、印刷製本費

圃場借上費、委託費

役務費（分析費）

旅費、謝金、会議室使用料、印刷製本費

事業内容　3. 輸出先国・地域の残留農薬基準への対応のためのインポートトレランス申請

輸出先国・地域の残留農薬基準が日本の基準と比べて低い、または残留農薬基準が設定されていない農薬のインポートトレランス申請を支援します。

取組の一例

- 必要なデータ収集、登録申請
- 輸出先国言語への翻訳
- 申請後の追加データ収集または作成

事業の進め方の一例

検討会を開催し、申請する対象国、品目、農薬を選定

↓

農薬GLP基準に適合した圃場や園地で作物残留試験を実施

↓

残留農薬分析を行い、試験結果を分析
または、
先行試験データを収集し、報告書作成

↓

申請書類等を作成し、必要に応じ翻訳後、登録申請

支援対象となる経費（補助率：定額）

- *旅費、謝金、会議室使用料、印刷製本費*
- *圃場借上費、賃金*
- *委託費、役務費（分析費）*
- *委託費、役務費（翻訳費）*

よくある質問

Q:申請書類の翻訳だけでも事業の対象になりますか？
A:申請に必要なデータを持っていれば、対象になります。

インポートトレランスとは
輸出先国・地域への輸入品に適用される残留農薬基準値です。残留農薬基準値の新規設定や基準値見直しの申請を行うことが出来ます。

事業内容　4. 輸出先国・地域におけるコールドチェーンの確立

青果物の品質と鮮度を保持する低温での保管流通であるコールドチェーンを、輸出先国・地域で確立するための低温輸送技術実証の取組を支援します。

取組の一例

- 輸出先のコールドチェーン実態調査
- 最適な輸送体制の設計
- 鮮度保持技術や包装資材の開発や実証
- 既存技術や包装資材の利用可能性調査

事業の進め方の一例

検討会を開催し、事業計画を検討

↓

輸出先国・地域でコールドチェーンの実態調査、報告書作成

または、

冷蔵倉庫や冷蔵装置設置型車両を借り上げ、最適な輸送体制の実証試験を行う

または、

輸出先国・地域の既存施設で利用可能な鮮度保持技術や包装資材を開発し、実証試験を行う

↓

結果をとりまとめ、報告書作成

支援対象となる経費（補助率：１／２）

検討会を開催し、事業計画を検討	*旅費、謝金、会議室使用料、印刷製本費*
輸出先国・地域でコールドチェーンの実態調査、報告書作成	*委託費、役務費（通訳費）*
冷蔵倉庫や冷蔵装置設置型車両を借り上げ、最適な輸送体制の実証試験を行う	*借上費、消耗品費（試験用青果物）、輸送費*
輸出先国・地域の既存施設で利用可能な鮮度保持技術や包装資材を開発し、実証試験を行う	*開発に関わる委託費、消耗品費（試験用青果物）、輸送費*
結果をとりまとめ、報告書作成	*旅費、謝金、会議室使用料、印刷製本費*

事業内容　5. 先進的輸送技術の実証

EU等の遠距離市場向けに先端的な鮮度保持技術を活用した試験輸送の取組を支援します。

取組の一例

- 混載可能なリーファーコンテナによる船便輸送
- 輸送ダメージ軽減のための包装資材開発、実証

事業の進め方の一例

検討会を開催し、事業計画を検討（青果物の種類、輸出先国、コンテナや包装資材などの鮮度保持技術を選定）

↓

鮮度保持技術などの実証試験を行う

↓

実証試験で明らかになった課題をとりまとめ、報告書を作成

↓

必要に応じ、実証試験で有効性が明らかになった技術の普及のため現地検討会を開催

支援対象となる経費（補助率：１／２）

- *旅費、謝金、会議室使用料、印刷製本費*
- *賃借料、消耗品費（試験用青果物）、輸送費*
- *旅費、謝金、会議室使用料、印刷製本費*
- *旅費、謝金、会議室使用料、印刷製本費*

よくある質問

Q1:既存のリーファーコンテナや包装資材の低コスト化の実証でもいいのでしょうか？
A1：課題があるため普及していない、一般的でないものの実証は支援対象になります。
Q2:遠距離市場向けだと、輸送方法は船便だけでしょうか？航空便は対象にならないのでしょうか？
A2：先進的輸送技術の実施ですので、航空便も対象となります。ただし実用化に向けたコスト低減は検討課題に含めてください。

事業内容　6. 海外フロンティア市場販売促進活動

輸出実績がない、または輸出実績があってもごくわずかである国・地域を対象に輸出、または大葉や小ねぎなど輸出対象品として注目されていなかった青果物の輸出促進活動を支援します。

取組の一例

- 食品見本市におけるセミナーの開催など

日本産果実マーク

輸出促進ロゴマーク

対象外の国（地域）・青果物

香港、台湾向けのりんご、ぶどう、かんきつ類、いちご、なし、かき、もも、ながいも、かんしょ（輸出戦略上、安定市場と位置づけされているため）

事業の進め方の一例

検討会を開催し、事業計画を検討
（現地食品見本市におけるセミナーなどの販売促進イベントを企画）

↓

現地語での「のぼり」など、日本産果実マークとおいしいマーク（輸出促進ロゴマーク）をあしらった販促グッズを用いて、販売促進イベントを行う

↓

必要に応じ、対象市場での青果物の輸出可能性の調査を行う

支援対象となる経費（補助率：１／２）

旅費、謝金、会議室使用料、印刷製本費

委託費（広告）、賃金（マネキン）、役務費（通訳費）、消耗品費（試食用資材）、輸送費

旅費、委託費（調査費）

よくある質問

Q1　誰でも事業に参加できるのでしょうか。

A1　補助事業は、青果物輸出促進協議会が事業実施主体となり、協議会の会員であれば誰でも参加できます。
ただし、青果物の輸出には、生産者、流通業者、鮮度保持資材業者などさまざまな立場の方々が連携することが必要となりますので。そのような関係者からなる産地や協議会が事業に取り組み易いと思われます。

Q2　事業の対象となる青果物は、生ものだけでしょうか、加工品も含まれるのでしょうか。

A2　青果物には旬があり、どうしても輸出できない時期があります。一方、ジャパンブランドを確立するためには、
輸出先国に途切れ目なく日本産青果物を輸出することも重要です。このため原材料から作られたことが明らかで、
青果物の品質の良さを活かした加工品も対象とします。例えば、ジャム、コンポート、ジュース、ドライフルーツなどです。

Q3　青果物を材料にした酒やお菓子も対象になるのでしょうか。

A3　酒（ワイン、梅酒）は原料となる青果物がほとんど残っていないことから、青果物の品質の良さを活かした加工品とはいえません。お菓子は、他の原料が多いため青果物から作られたことが一目でわかるとはいえません。このため、酒、お菓子、パンは対象にはなりません。

Q4　販売促進活動や実証試験（コールドチェーンの確立、先進的輸送技術）で用いた青果物は販売してもいいでしょうか。

A4　実証試験で用いた果実は、品質などの検査サンプル、または輸出先国・地域での展示品や試供品として活用されると思われます。
しかし、実証試験結果が良好で、販売に適する状態の果実が多く残った場合、結果として販売に至る場合があり得ます。
その場合、実証試験の趣旨を踏まえ、非常に高価格での販売は避けていただき、収益が発生した場合には、国庫納付の手続きが必要となります。

日本青果物輸出促進協議会
ホームページ

http://www.fruits-nisseikyo.or.jp/export/

農林水産省　ホームページ
農林水産物・食品の輸出促進対策
おいしく安全な日本産品を世界へ

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/index.html

青果物輸出特別支援事業については、下記の担当までお気軽にお問い合わせください。

日本青果物輸出促進協議会　TEL:03-6412-9977
農林水産省生産局園芸作物課　輸出促進班　TEL:03-3502-5958